

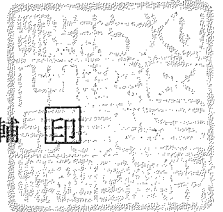
第4号様式（第4条関係）

20中抛抛第145号

平成20年6月2日

区政情報非公開決定通知書

中野区長 田中 大輔 印



平成20年5月18日に請求のありました区政情報の公開について、中野区区政情報の公開に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開することができない区政情報	2008年3月12日の中野区議会建設委員会で、中野区立中央中学校の南側の警大跡地の宿舍建設計画予定地について、中野区として活用できないかということについて、拠点まちづくり担当・秋元参事が「そういった要請をかなり強くしたという状況がございます」と答弁されています。 その要請をした日時、要請先、要請内容がわかるすべての資料。
公開することができない理由	該当資料が存在しないため。
担当	拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野 中野駅周辺整備担当 電話番号：3389-1111 内線：5843 担当：佐藤

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、中野区長に異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません（訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります）。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内にこの処分に対する異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。